

環境第3836号の5
令和2(2020)年2月25日

関係団体の長 様

佐賀県県民環境部環境課長
(公印省略)

改正フロン排出抑制法への対応について(通知)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第25号)が令和元年6月5日に公布され、令和2年4月1日に施行されます。

改正の概要は、令和元年10月30日付け環境第2541号の4にて通知しているところですが、このたび、佐賀県ホームページにも改正の概要等を掲載しました。

については、貴団体の会員に対して、令和2年4月1日以降のフロン類使用機器の適切な管理、廃棄等について活用いただくよう周知をお願いします。

記

1 県ホームページの掲載場所

佐賀県ホームページ > 分類から探す > くらし・子育て > 自然・環境・リサイクル > (環境情報)PM2.5・光化学オキシダント・環境放射能情報等 > フロン類使用機器を取り扱う皆様へ～フロン排出抑制法～

2 県ホームページへの主な掲載内容

- ・ 改正フロン排出抑制法の概要
- ・ フロン類使用機器の管理者(ユーザー)、建設・解体業者(解体工事前の確認結果説明書の参考様式を含む。)、廃棄物・リサイクル業者の責務
- ・ 環境省・経済産業省の主催の説明会資料
- ・ 環境省・経済産業省からの施行通知

担 当	大気・水質担当 佐藤
電 話	0952-25-7774 (内線1976)
e-mail	kankyou@pref.saga.lg.jp